

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第173号

令和4年4月8日

自転車等総合対策を推進するための体制について（通達）

この度、別添「警察庁自転車等総合対策検討委員会の設置について（通達）」（令和4年3月25日付け警察庁丁交企発第96号）のとおり警察庁交通局において自転車のほか「新たな電動モビリティ」の交通ルールのあり方について検討するための「自転車等総合対策検討委員会」が設置され、各都道府県警察においても、所要の体制を整備するよう通達されたところであるが、本県警察では自転車総合対策を推進するための警察本部体制として、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について（通達）」（令和4年3月23日付け熊交企第130号）に基づき、警察本部交通部長が招集する交通部内の所属長等会議（以下「交通部会」という。）としているところであるので、「新たな電動モビリティ」の交通ルールのあり方について検討する警察本部の体制についても交通部会とし、必要な施策の検討や警察署における対策の推進を支援することとした。

各警察署にあっては、警察本部推進体制と緊密に連携をとりながら、必要な対策を推進されたい。

※ 警察庁通達「警察庁自転車等総合対策検討委員会の設置について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。